

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドラインの一部改定

○「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が令和3年4月28日に成立し、同5月10日に公布されたことを踏まえ、ガイドラインの一部を改定

<改定事項>

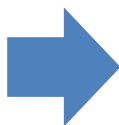
1. 災害対策基本法の一部改正による避難勧告・避難指示の一本化に伴い、避難情報に係る記載を修正
2. 文言の適正化等の修正

<避難情報に係る文言修正の例>

第2章 防災対応の検討対象及び検討にあたっての基本事項（P54など）

変更前

- 最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、前節で設定した要配慮者でも避難が可能な地域に対しては**避難指示（緊急）**を解除する。
- 高齢者等事前避難対象地域に対しては、**避難準備・高齢者等避難開始**を発令し、要配慮者は避難を継続する。
- 住民事前避難対象地域に対しては、**避難勧告**等を発令し、全住民は避難を継続する。
- 避難が必要と判断された地域については、自治会組織や町丁目の境界等、地域の実情に応じた単位で**避難**等の対象地域を適切に選定するものとする。



変更後

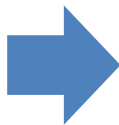
- 最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、前節で設定した要配慮者でも避難が可能な地域に対しては**避難指示**を解除する。
- 高齢者等事前避難対象地域に対しては、**高齢者等避難**を発令し、要配慮者は避難を継続する。
- 住民事前避難対象地域に対しては、**避難指示**等を発令し、全住民は避難を継続する。
- 避難が必要と判断された地域については、自治会組織や町丁目の境界等、地域の実情に応じた単位で**避難指示**等の対象地域を適切に選定するものとする。

<文言の適正化等の修正の例>

第1章 基本的事項（P34など）

変更前

- 速報的な評価で算出されたマグニチュードが6.8**程度**以上の場合、地震発生後30分程度以内に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が南海トラフ沿いの全地域に対して発表される。



変更後

- 速報的な評価で算出されたマグニチュードが6.8**以上**の場合、地震発生後30分程度以内に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が南海トラフ沿いの全地域に対して発表される。